

様

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 里見 進  
(公印省略)

令和3(2021)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)  
(研究成果公開促進費)の交付内定について(通知)

独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)が交付を行う令和3(2021)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)のうち、研究成果公開促進費「国際情報発信強化」の事業課題については、下記のとおり交付内定をいたしましたので通知します。

については、補助金の交付を希望する場合には、下記の関係書類を提出してください。

記

I 交付内定課題

種 目 名 : 国際情報発信強化 ( )

課 題 番 号 :

事業課題名称 :

交付予定額	:	令和3(2021)年度	金	円
		令和4(2022)年度	金	円
		令和5(2023)年度	金	円
		令和6(2024)年度	金	円
		令和7(2025)年度	金	円

## II 提出書類及び提出期限

別紙3「令和3(2021)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)「国際情報発信強化」の補助事業を遂行するに当たっての留意事項及び関係書類の提出について」の内容を確認した上で、下記の提出書類を取りまとめ、研究事業課(IV参照)に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	提出期限
(1) 必ず提出する書類	
① 交付申請書(様式A-52)	4月23日(金)
② 交付請求書(様式A-54-2)	
③ 振込銀行口座届(様式A-55)	
④ 団体情報等確認書類※	
(2) 必要に応じ提出する書類	
⑤ 交付内定後の代表者交替等届(様式A-59-1)	4月16日(金)

※ 団体情報確認書類について下記の書類を電子申請システムにて提出してください。

### ① 法人の場合

- 1) 履歴事項全部証明書(発行日より3ヶ月以内のもの)
- 2) 通帳のコピー(表紙、1ページ目、残高が確認できる頁)

### ② 任意団体(上記①以外の法人格の無い団体)の場合

任意団体の場合は以下の全てが必要です。

#### 1) 代表者の本人確認書類

次のイ)～ホ)のいずれか1点以上。ただし、マイナンバーが記載されている書類は添付書類として受け付けることができません。

- イ) 運転免許証(コピー)
- ロ) 旅券(パスポート)(顔写真のあるページ)(コピー)
- ハ) 健康保険証(氏名・生年月日・住所が記載されているページ。カードタイプの場合は表裏両面)(コピー)
- ニ) 住民票の写し(発行日より3ヶ月以内のもの)
- ホ) 戸籍抄本(旧姓で登録する場合)(発行日より3ヶ月以内のもの)

#### 2) 任意団体の確認書類

次のイ)及びロ)がわかる書類。同一の書類で確認できない場合は、イ)及びロ)について、以下の例のような書類をそれぞれ1点以上提出すること。

- イ) 任意団体が現在、活動状態であること
- ロ) 任意団体の事務局等の現住所

以下、書類の例

- ・ 日本学術会議協力学術研究団体の場合は指定されていることがわかる直近の書類
- ・ 任意団体の規約、会則等
- ・ 任意団体宛に官公庁から発行(発給)された書類(コピー)
- ・ 任意団体宛の郵便物の写し
- ・ 団体のホームページ

#### 3) 通帳のコピー(表紙、1ページ目、残高が確認できる頁)

## III 提出方法

科研費電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)により日本学術振興会へ提出してください。(別紙2参照)。

なお、上表のうち、④については電子申請システム上にて①を作成する際に提出してください。⑤については、様式を日本学術振興会のホームページよりダウンロードの上、作成した様式を電子申請システムにてアップロードして提出してください。

<様式掲載 URL>

URL : [https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13\\_seika/koufu\\_dl.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/koufu_dl.html)

※印刷物の郵送による提出は不要です。

交付申請書、交付請求書の作成及び確認に当たっては、同ホームページにおいて、「記入例・作成上の注意」を掲載していますので御活用ください。

#### IV 問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究事業課 研究成果公開促進費係

TEL 03-3263-4926、4920

#### V その他留意事項

1. 内定された課題について、提出期限までに前頁Ⅱの提出がない場合は、交付の内定を取り消しますので注意してください。

2. 前頁Ⅰに記載している次年度以降の「交付予定額」については、取組の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。

一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定通知に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあります。

(参考) 交付予定額どおり交付しないことが考えられる例

- 継続の事業課題について、中間評価の結果、「経費の減額」又は「取組の中止」を行うとされた場合
- 継続の事業課題について、科学研究費補助金取扱要領（平成15年10月7日規程17号）第5条の規定により「科学研究費補助金を交付しない」こととなった場合

3. 交付申請に当たっては、電子申請システム上で「研究活動等の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」について、代表者に確認を求めています。この確認事項において、代表者が既に研究倫理教育の受講等を行ったこと、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。代表者が補助金の交付を希望する場合は、すべての事項を十分確認の上、交付申請書等を提出してください。

<研究倫理教育教材>

- 『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会（PDF）
- 研究倫理 eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）

※ 上記のうち、どちらか一方を選択し、通読・履修してください。

<研究倫理教育教材掲載ページ>

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

4. 「交付申請書」の作成に当たっては、先に提出済みの計画調書の内容及び令和3（2021）年度の「交付予定額」を踏まえ、取組の実態に即して妥当な変更を行うことは差し支えありません。

なお、通知した「交付予定額」では計画が遂行できないと判断される場合、又はその他事情により計画の遂行が不可能となる場合には、交付申請を辞退してください。

5. 国際情報発信強化Aに新規に採択された代表者には電子申請システムにて審査結果の所見等を開示いたします。「交付申請書」の作成に当たっては、事前に審査結果の所見等をご確認頂きますようお願いいたします。なお、審査結果及び所見等についての質問、照会には応じかねます。

**【開示期間】**

○令和3(2021)年4月1日から令和3(2021)年8月下旬まで(予定)

6. 本通知文(各様式を含む。)は日本学術振興会ホームページ(<https://www.jsps.go.jp/j-grants/inaid/index.html>)において公開します。なお、各様式については、同ホームページからダウンロードして作成してください。

7. 新規の課題については本件通知日以降、継続の課題については4月1日から、それぞれ補助事業を開始し、必要な契約等を行って差し支えありません。必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は立て替えて補助金受領後に精算してください。

8. 交付請求額が300万円以上となる場合には、前期分(4月～9月)、後期分(10月～3月)に分けて送金しますので、交付請求書には前期分と後期分の内訳を記載してください。ただし、交付請求額が300万円未満の課題については前期に一括して送金します。なお、後期分については10月頃に送金を行う予定です。

9. 交付申請書等に含まれる個人情報、科学研究費助成事業の交付等業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

10. 平成29年2月17日付けで文部科学省より参考の通知が発出されています。については、国際連合安全保障理事会決議第2321号の主文11に該当する可能性のある事実を把握した場合には、前項IVに報告してください。

**VI 令和3(2021)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)の交付内定・交付決定等の日程(予定)**

種 目	研究成果公開促進費
交付内定の時期	4月1日
交付決定の時期	6月下旬
補助金送金の時期	交付決定の概ね3週間後

**(添付書類)**

別紙1 「交付申請にかかる事務手続等について」

別紙2 「電子申請システムを利用した交付申請について」

別紙3 「令和3(2021)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)「国際情報発信強化」の補助事業を遂行するに当たっての留意事項及び関係書類の提出について」

別紙4 「「国際情報発信強化」補助条件(令和3(2021)年度)」(予定)

別紙5 「令和3(2021)年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について」

参 考 「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)」(平成29年2月17日付け 文部科学省大臣官房国際課長通知)